

〈巻頭言〉



農業用水の安定供給に向けて

齊 藤 政 満*

我が国では、食料自給率が40%と食料の多くを海外に依存している状況にあり、これまで食料・農業・農村基本計画に基づき、農政改革に取り組んできましたが、近年、食料を取り巻く情勢はかつてない厳しい事態に直面しています。

世界の食料需給についてみれば、人口の増加やバイオ燃料の拡大による需要が増加する一方で、単収の伸びの鈍化、地球温暖化等による異常気象の頻発、水資源の不足などにより供給が不安定化し、中長期的にひっ迫する恐れが強まっています。

また、国内では、高齢化の進行、耕作放棄地の増大、農村地域での集落機能の低下により農地や農業水利施設の維持管理に支障が生じるなどの問題から食料供給力の低下が懸念されています。

こうしたことから、国民生活に不可欠な食料を将来にわたり安定的に供給するために、国内農業の食料供給力を強化し、食料自給率の向上を図ることが求められています。

農業用水については、二千年以上もの昔から現在に至るまで、ため池、ダム、頭首工、水路などの施設の整備によって、食料の安定供給のための基礎的資源として確保されてきました。

これまでに整備された農業水利施設は、農業用ダム等の基幹水利施設約7千か所、基幹的水路約4万7千km、ため池約21万か所にも及んでおり、これらの施設を適切に更新・保全していく必要があります。

特に、これらのうち大半の施設は、戦後集中的に整備されたもので、老朽化が進行するとともに、近年、更新時期を迎える施設が増加してきており、この更新需要に対応していく必要があります。

このため、農業水利施設の長寿命化を図りライフサイクルコストを低減することとし、深刻な機能低下が発生する前に、施設の機能

* 農林水産省 農村振興局 整備部長

診断に基づき、効率的・効果的な対策を選択実施する「ストックマネジメント」の取組を推進しています。

また、集落機能の低下に伴う農地・農業用水等の資源の保全・管理が困難となっていることに対応するために、国民の農村環境への評価の高まりを踏まえ、農業者だけでなく地域住民など多様な主体が参加して地域共同で農地・農業用水等の適切な保全と農村の環境向上に取り組む活動を支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施しています。

昨年12月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、「自給率向上に向けた食料供給力の強化」、「田園環境の再生・創造」、「農村協働力の形成」の3つの視点に立ち、平成20年度から平成24年度までの5年間に、計画的かつ総合的に土地改良事業を進めていくこととしています。

先に述べた「農業水利施設ストックマネジメント」、「農地・水・環境保全向上対策」についても計画に位置づけ、それぞれ、基幹的な水利施設について機能診断を約1.5万kmの水路と約1,600箇所 of 機場等で実施、集落等の地域共同活動を通じた農地、農業用水等の適切な保全管理を約3.0万の集落、約200万haの農用地で実施することとしています。

農林水産省としては、これらの施策を通じて、農業水利施設の適時適切な更新整備・保全を行い、農業用水の安定的な確保に努めていきたいと考えています。また、ほ場整備、耕作放棄地対策など各種施策と併せて、国内農業の食料供給力の強化、さらには、農村地域の活性化に繋げていきたいと考えています。